人員及び設備に関する基準について　【訪問介護】

**（１）人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　種 | 資　格　要　件 | 配置基準概要 |
| 管理者 | なし | 専らその職務に従事する常勤の者１名 |
| サービス提供責任者 | ・介護福祉士  ・介護職員実務者研修修了者  ・旧介護職員基礎研修課程修了者(※1)  ・旧訪問介護員養成研修１級課程修了者(※2)  ・看護師・准看護師 | 常勤の訪問介護員等のうち、専ら指定訪問介護の職務に従事する者であって、利用者の数が  ４０人又はその端数を増すごとに１人以上。  (【注】5、6参照)  ※サービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合は配置基準が緩和されます。(下記の【緩和要件】を参照)  ※利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。 |
| 訪問介護員 | ・介護福祉士  ・介護職員初任者研修課程修了者  ・生活援助従事者研修課程修了者（但し、生活援助中心型に限る）  ※以下は、「介護職員初任者研修課程修了者」として取扱う。  ・旧介護職員基礎研修課程修了者  ・旧訪問介護員養成研修一級課程修了者  ・旧訪問介護員養成研修二級課程修了者  ・介護職員実務者研修修了者  ・看護師・准看護師 | 常勤換算方法で２．５以上（サービス提供責任者含む） |

※１、２　「旧介護職員基礎研修課程修了者」および「旧訪問介護員養成研修1級課程修了者」は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程または一級課程を修了した者とする。

【注】

１　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。） の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

２　「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

３　「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

４　「看護師、准看護師」については、旧訪問介護員養成研修１級課程修了者相当とみなすことができます。

５　サービス提供責任者について、利用者の数が４０人を超える事業所については、常勤換算方法によることができる。

※　利用者の数は、前三月の平均値を用いる。この場合、歴月ごとの実利用者数を合算し、三で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、または再開した事業所においては、適切な方法による推定数とする。

※　また、通院等乗降介助に該当する者のみの利用者の当該月における利用者数は0.1人として計算する。

６　サービス提供責任者の配置については、常勤職員を基本としつつ、下記のとおり、非常勤職員（常勤換算）の登用を一定程度可能とすることができる。

〇常勤換算による場合（利用者の数が40人を超える事業所）

　　　利用者の数を４０で除して得られた数（小数第１位に切り上げた数）以上

　　＜必要となる常勤のサービス提供責任者数＞

　 　・利用者の数が４０人超２００人以下の事業

　　　　 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から１を減じて得られる数以上

　 　・利用者の数が２００人超の事業所

常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に２を乗じて３で除して得られた数（１の位に切り上げた数）以上

※　非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の２分の１以上に達していること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | 注４に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 40人以下 | １ | １ |
| 40人超80人以下 | ２ | １ |
| 80人超120人以下 | ３ | ２ |
| 120人超160人以下 | ４ | ３ |
| 160人超200人以下 | ５ | ４ |
| 200人超240人以下 | ６ | ４ |
| 240人超280人以下 | ７ | ５ |
| 280人超320人以下 | ８ | ６ |
| 320人超360人以下 | ９ | ６ |
| 360人超400人以下 | １０ | ７ |

【サービス提供責任者の配置基準緩和要件】

以下の要件を満たす場合には、サービス提供責任者の配置は利用者の数が50又はその端数を増すごとに１人以上とすることができます。

1. 常勤のサービス提供責任者を３名以上配置。

② サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置

※「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が１月あたり30時間以内であること。

③ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合。

※「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、サービス提供　責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、下記のような取組が行われていることをいう。

・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。

・利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のＩＴ機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。

・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。

【緩和された場合のサービス提供責任者の配置人数の具体例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | 緩和された場合に置かな  ければならない常勤のサ  ービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要とする常勤のサービス提供責任者数 |
| 50以下 | ３ | ３ |
| 50 人超 100 人以下 | ３ | ３ |
| 100 人超 150 人以下 | ３ | ３ |
| 150 人超 200 人以下 | ４ | ３ |
| 200 人超 250 人以下 | ５ | ４ |
| 250 人超 300 人以下 | ６ | ４ |
| 300 人超 350 人以下 | ７ | ５ |
| 350 人超 400 人以下 | ８ | ６ |
| 400 人超 450 人以下 | ９ | ６ |
| 450 人超 500 人以下 | １０ | ７ |
| 500 人超 550 人以下 | １１ | ８ |
| 550 人超 600 人以下 | １２ | ８ |
| 600 人超 650 人以下 | １３ | ９ |

**（２）設備に関する基準の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 設　備 | 基準概要 |
| 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画 | ・専用の事務室を設けることが望ましい（他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室も可）  ・相談スペース |
| 必要な設備・備品 | ・訪問介護事業を実施するために必要な設備・備品  ・手指を洗浄するための設備等感染症予防のための設備、備品 |
| 【注】  ・事務室については、職員、設備備品が収容できる広さを確保してください。  ・相談スペース（相談室）については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものにしてください。 | |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |